

今治市地域自立支援協議会要綱

平成19年10月1日制定

今治市要綱

(設置)

第1条 市内における障がい者の支援体制を構築するとともに、その適正な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、今治市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(会議の開催)

第2条 市長は、障がい者の自立支援に向け次の各号のいずれかに該当する事項を協議検討するため必要と認めるときは、協議会を開催することができる。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性および公平性の確保に関すること。
- (2) 困難な事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関の相互連携に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業のうち相談支援強化事業の活用に関すること。
- (6) 地域課題への対応に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 次条第2項の承認を受けたもの（以下この条において「会員」という。）は、協議をしようとする案件を添えて協議会の開催を市長に申し出ることができる。

3 市長は、協議会の開催に当たり、会員に開催の日時、案件等必要な事項を通知する。ただし、協議の内容に応じてその通知を会員の一部に限ることができる。

(会議の種類)

第3条 協議会の会議は、次の各号に掲げるとおりとし、各会議において協議する事項は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全体会 会員の情報共有、啓発活動、事案の最終検討及び施策の提言等に関する事項
- (2) 専門部会 分野別の専門的な調査研究等に関する事項
- (3) 個別ケア会議 個別の課題の整理及び支援策の検討等に関する事項
- (4) プロジェクト会議 特別な対応が必要な事案に関する事項
- (5) 運営会議 協議会の運営に関し必要な事項

(協議会への参加及び登録)

第4条 協議会は、次に掲げる会員によって構成する。ただし、市長が特に必要と認めたものは、臨時に会議に参加することができる。

- (1) 今治市
- (2) 今治市基幹相談支援センター
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス提供事業者
- (5) 保健及び医療関係機関
- (6) 教育及び雇用関係機関
- (7) 学識経験者

2 会員になろうとするものは、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

3 会員は、市長に申し出て協議会を脱退することができる。

(意見の聴取等)

第5条 市長は、必要に応じ会員以外の者に出席を要請し、意見の聴取及び資料の提出等を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 会員は、個人情報その他の協議会において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。